

千葉県立中央博物館外部研究員受入事業実施要項

令和2年 3月 13日
館 長 決 裁

1 趣旨

本要項は、千葉県立中央博物館（以下、「当館」という。）が実施する博物館法第2条第1項及び同第3条第1項第3号並びに第4号の規定に基づく博物館事業を効果的に行うため、当館において調査研究を行う一般公衆や外部の研究者（以下、「外部研究員」という。）の受入等について、定めるものである。

2 外部研究員の種類

(1) 研究の機会を提供する場合。

① 「市民研究員」

当館が研究の助言、指導等を行い、施設等の利用を認める一般公衆。

② 「共同研究員」

当館の施設等を利用して共同研究を行う外部の研究者。

(2) 研究を依頼する場合。

① 「客員研究員」

当館が共同研究を依頼する外部の研究者。

3 市民研究員

(1) 市民研究員を希望する者は、原則として実施希望年度の前年度末までに申請書（別紙様式 1-1）を当館に提出するものとする。なお市民研究員は原則 18 歳以上とする。

(2) 当館は、(1) の申請書を受けたときは、速やかに承認するかどうかを文書（別紙様式 1-2）で通知するものとする。

(3) 市民研究員は、申請が承認された後、速やかに当館担当職員に、使用する設備等を記載した研究計画書を提出するものとする。

(4) 故意又は重大な過失により、当館の施設および機械器具等を破損または滅失したときは、当該市民研究員がその損失を賠償するものとする。

(5) 市民研究員の研究活動中に本人に生じた事故については、原則として自己責任とする。その他の事故については、当該メンバーと当館との協議のうえ適切に処理する。

(6) 館内では名札を着用する。

(7) 当館の設備や資料、図書を利用するに際しては、当館職員の指導または立ち会いのもと決められたルールに従って利用するものとする。

(8) 研究に伴う諸経費、および研究活動中の事故に備えた保険への加入は、本人側の責任・負担とする。

(9) 市民研究員は、研究期間終了後すみやかに研究成果報告書（別紙様式 1-3）を当館に提出するものとする。

- (10) 研究の成果を論文等で公表する際は、当館で行った事業の成果であることを明示するとともに、当館の設備・機器、収蔵資料等を利用した旨、および、利用した当館収蔵資料の登録番号等を明示しなければならない。また、発表後すみやかに、別刷等を館あてに提出しなければならない。
- (11) 市民研究員の研究期間は1年とする。ただし、更新することもできる。更新にあたっては、前年度の研究成果報告書を参考とする。

4 共同研究員

- (1) 共同研究員を希望する者は、原則として実施希望年度の前年度末までに申請書（別紙様式 2-1）を当館に提出するものとする。なお共同研究員は原則 18 歳以上とする。
- (2) 当館は、(1) の申請書を受けたときは、速やかに承認するかどうかを文書（別紙様式 2-2）で通知するものとする。
- (3) 共同研究員は、申請が承認された後、速やかに当館担当職員に、使用する設備等を記載した研究計画書を提出するものとする。
- (4) 故意又は重大な過失により、当館の施設および機械器具等を破損または滅失したときは、当該共同研究員がその損失を賠償するものとする。
- (5) 共同研究員の研究活動中に本人に生じた事故については、原則として自己責任とする。その他の事故については、当該メンバーと当館との協議のうえ適切に処理する。
- (6) 当館内では名札を着用する。
- (7) 当館の設備や資料、図書を利用するに際しては、当館職員の指導または立ち会いのもと決められたルールに従って利用するものとする。
- (8) 研究に伴う諸経費、および研究活動中の事故に備えた保険への加入は、本人側の責任・負担とする。
- (9) 共同研究員は、研究期間終了後すみやかに研究成果報告書（別紙様式 2-3）を当館に提出するものとする。
- (10) 研究の成果を論文等で公表する際は、当館共同研究事業の成果であることを明示するとともに、当館の設備・機器、収蔵資料等を利用した旨、および、利用した当館収蔵資料の登録番号等を明示しなければならない。また、発表後すみやかに、別刷等を当館あてに提出しなければならない。
- (11) 共同研究員の研究期間は1年とする。ただし、更新することもできる。
- (12) 共同研究員は、研究期間において当館で実施される研究倫理に関する研修会に出席するものとする。

5 客員研究員

- (1) 当館は、外部の研究者と共同研究を行う場合、客員研究員の依頼をするものとする（別紙様式 3）。
- (2) 共同研究に係る経費は当館が負担することができる。
- (3) 当館内では名札を着用する。
- (4) 当館の設備や資料、図書を利用するに際しては、当館職員の指導または立ち会いのもと決めら

れたルールに従って利用するものとする。

- (5) 当館担当職員は、研究期間終了後すみやかに研究成果報告書を当館に提出するものとする。
- (6) 研究の成果を論文等で公表する際は、当館共同研究事業の成果であることを明示するとともに、当館の設備・機器、収蔵資料等を利用した旨、および、利用した当館収蔵資料の登録番号等を明示しなければならない。また、発表後すみやかに、別刷等を当館あてに提出しなければならない。
- (7) 客員研究員の研究期間は1年とする。ただし、更新することもできる。

6 遵守事項

- (1) 市民研究員・共同研究員・客員研究員が、当館の施設設備を利用して行うか、または承認された研究課題に関わる研究活動を行うに際しては、法令や関係規則を遵守するとともに、当館職員の指示に従う。また、別に定める「千葉県立中央博物館における研究活動上の行動規範」を遵守し、研究の各過程において、不正行為（ねつ造、改ざん、盗用など）を為さず、また加担しない、研究上もしくは館内で知り得たその他の情報すべてを漏洩しない。

7 施行

この要項は令和2年3月13日から施行する。